

令和 3 年度水産物加工試作品製造支援事業補助金及び 八戸市水産物ブランド認証制度の概要について

市では、新たな水産加工品の製造を支援するため、市の認定を受けた事業に要する経費のうち、市長が認める額の 50%（上限 75 万円）を助成します。また、この事業により製造された加工品を地域ブランド「八戸市水産物ブランド」として認証し、広く情報発信することで消費拡大を支援します。

令和 3 年度のテーマ 八戸港産サバ加工品

【水産物加工試作品製造支援事業の概要について】

対象者

水産加工業者、漁業協同組合等

事業の内容

八戸産水産物を使用した水産加工品を開発する費用の一部を補助するもの。

事業の認定要件

次のいずれにも該当するもので、1 事業所、年 1 回までとする。

- (1) 八戸港で水揚げされたサバを使用した加工品
- (2) 既存商品ではないこと
- (3) 素材（サバ）の割合は 50%以上であること

助成対象となる経費

商品開発に要する下記の経費とする。

- (1) 試作品製造費（試作品原料、外部委託加工賃など）
- (2) アドバイザー招聘費（謝礼、旅費など）
- (3) パッケージデザイン費
- (4) 市場調査費（旅費、他社商品購入費など）

申請の方法

事業認定を受けるためには、事前に相談の上、申請書類を持参または郵送（メールも可）にて提出ください。

【申請書類】

- (1) 補助金交付申請書（別記第 1 号様式）
- (2) 事業計画書（別記第 2 号様式）
- (3) 収支予算書（別記第 3 号様式）
- (4) 水産物加工試作品製造支援事業調査票（別記第 4 号様式）
- (5) その他説明資料

審査基準

将来性のある加工品試作事業となっているか、原料の衛生管理についても審査対象となります。HACCP 認定されている加工場、漁船、水揚げ施設は加点されます。

【八戸市水産物ブランド認証制度の概要について】

対象加工品

水産物加工試作品製造事業で試作された加工品、補助事業を活用せず新規で製造された加工品で、表面「事業の認定要件」(1)(2)(3)に該当するもの。ただし、1事業者の数の制限は設けない。

申請の方法

認証を受けるためには、申請書類を持参または郵送（メールも可）にて提出ください。また、認証の審査のために見本の加工品の提供をお願いします。

【申請書類】

- (1) 八戸市水産物ブランド認証申請書（別記第1号様式）
- (2) 八戸市水産物ブランド調査票（別記第2号様式）

「八戸市水産物ブランド認証」の認定について

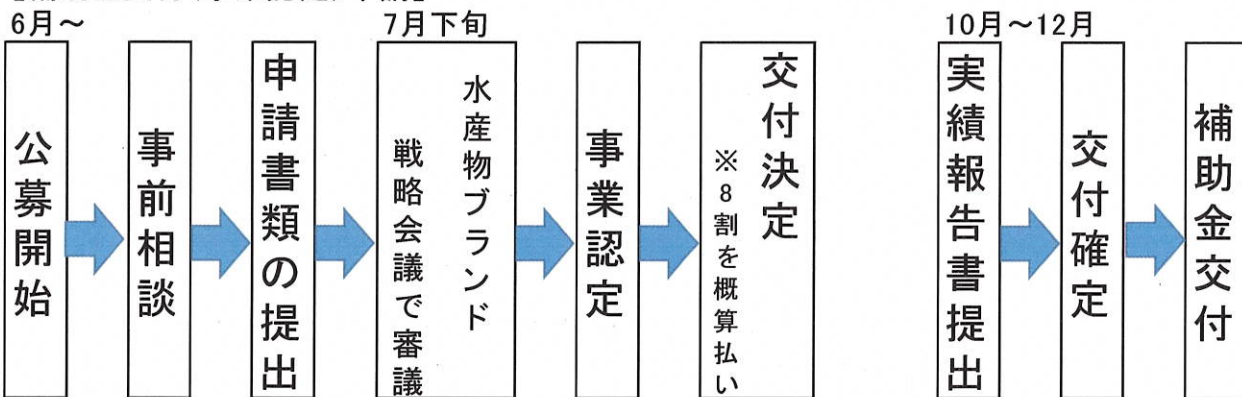
市では、生産者、消費者、流通関係者、食の専門家で構成された「八戸市水産物ブランド戦略会議」を令和2年に設置しました。その戦略会議の中で申請のあった商品について基準を満たすものかどうかについて公正厳格に審査し、市長が認定します。また、ブランド認証された商品について認定証を交付し、市HPで公表します。

「八戸市水産物ブランド認証」の審査基準

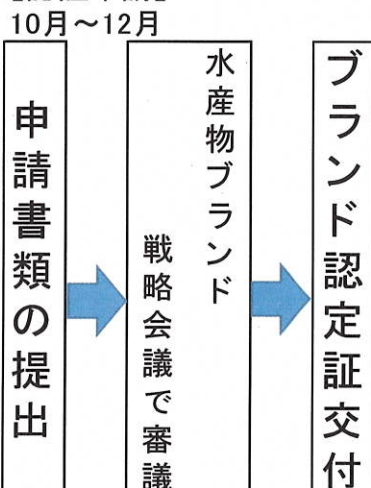
味、斬新性、見た目、簡便性、素材、原料の衛生管理についても審査対象となります。HACCP認定されている加工場、漁船、水揚げ施設は加点されます。

事業の手続き・基本的な流れ

【補助金交付(事業認定)申請】



【認証申請】



令和3年度水産物加工試作品製造支援事業補助金交付要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）が八戸市の水産物のブランド化を推進し水産加工品の開発を目的として行う水産物加工試作品製造支援事業（以下「事業」という。）に要する経費について、令和3年度予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（補助対象者）

第2 補助金の対象となり者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に本拠を有する事業者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税及び法人税の滞納がないこと。

（対象経費及び補助金の額）

第3 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第4 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 水産物加工試作品製造支援事業補助金調査票（別記第4号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（選考及び決定）

第5 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、水産物加工試作品製造支援事業補助金調査票（別記第4号様式）を八戸市水産物ブランド戦略会議（以下「戦略会議」という。）に提出し、意見を聴くことができるものとする。

2 市長は、戦略会議に意見を求めた場合、別に定める「令和3年度水産物加工試作品製造支援事業選考要領」に基づき、申請事業について評価を受けるものとする。

（交付決定）

第6 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行う

ものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは補助金を交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（取下期日）

第7 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して7日とする。

（補助事業の変更等の承認）

第8 補助事業者は、事業費が2割を超える増減をしようとするときは、規則第7条の市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更の承認申請は、別記第7号様式により行うものとする。

（実績報告）

第9 規則第12条の実績報告書は、別記第8号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（別記第8号様式）
- (2) 事業実績書（別記第2号様式）
- (3) 収支精算書（別記第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（確定）

第10 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（交付時期）

第11 補助金は、規則第5条の規定によりその交付決定の通知後、補助事業者からの請求に基づき、当該交付決定額の8割以内の額を概算払により交付するものとし、残額については規則第13条の規定による補助金額の確定後に交付するものとする。

附 則

この要領は、 年 月 日から実施する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助金の額
補助事業者が行う事業に要する次に掲げる経費 1 試作品製造原材料費 2 アドバイザー招聘費 3 パッケージデザイン費 4 プロジェクト人件費 5 市場調査費	補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は、750,000円のいずれか低い額以内の額。

令和 年 月 日

水産物加工試作品製造支援事業補助金調査票（案）

商品名	
表示・原材料名 ※食品衛生法に基づき記載	<原材料名>
使用している八戸産1次産品について	<漁船> EU登録船 ・ 一般
	<水揚場所> 荷さばき所A棟 ・ 一般
	<加工場> 対EU-HACCP対応 ・ 対米-HACCP対応 ・ HACCP対応 ・ 一般
主な原料とその生産地	
製造者情報 (住所、事業所名)	〒
商品の特徴 (提供方法、PRポイントなど)	

(案)

「令和3年度水産物加工試作品製造支援事業」選考要領

(趣 旨)

第1 この要領は、「水産物加工試作品製造支援事業」における応募事業（以下「事業」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考者)

第2条 事業の選考は、「令和3年度水産物加工試作品製造支援事業」選考員（以下「選考員」という。）が行う。

2 選考員は次の者とする。

- (1) 八戸市水産物ブランド戦略会議委員
- (2) 八戸市農林水産部長
- (3) 八戸市農林水産部水産事務所長

(評価項目)

第3 評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 将来性のある加工品試作事業となっているか
- (2) 漁船
- (3) 水揚場所
- (4) 加工場の衛生レベル

(選考方法)

第4 事業の選考方法は以下のとおりとする。

- (1) 選考員による評価とする。
- (2) 前条(1)の項目について20点満点の点数評価を行う。また、前条(2)(3)の項目について3点満点の点数評価を行い、(4)の項目について4点満点の点数評価を行う。点数評価は別紙1の評価票を用いて行うものとする。
- (3) 前項により点数評価した事業について15点以上の事業を事業認定する。
- (4) 前項により認定された事業が令和3年度予算を超過する場合は、評点結果から順位評価を行い、高順位の事業から認定する。同評点の場合は、同評点の事業について、再度(2)と同じ方法で点数評価を行う。

附 則

この要領は、 年 月 日から実施する。

水産物加工試作品製造支援事業評価票

評価者 _____

- 1 商品名
- 2 応募事業者名
- 3 評価項目

No.	評価項目	配点	配点区分					評点
			不十分である	やや不十分である	普通	優れている	非常に優れている	
1	将来性のある加工品試作事業となっているか ・斬新性 (独自性をもって新しい加工品であるか) ・見た目 (パッケージ、ネーミングなどに優れた加工品であるか) ・簡便性 (普及が期待できる加工品であるか) ・素材 (素材が十分に活用されている加工品であるか)	20	0~5	6~13	14	15~17	18~20	
2	漁船	3	EU登録船:3 一般:0					
3	水揚場所	3	荷さばき所A棟:3 一般:0					
4	加工場の衛生管理レベル	4	対EU認定:4 対米認定:3 HACCPに基づく:2 一般(HACCPに沿った):1					
合計		30						

4 委員による評価、指導、助言

5 評価を行った日 令和 年 月 日

八戸市水産物ブランド認証制度実施要領(案)

(この要領の趣旨)

第1 この要領は、八戸市で製造された安心・安全・高品質な加工品について、地域ブランドとして認証を行い、広く情報発信することにより、消費拡大及び認証品を通じて八戸市の水産物の魚価向上を図るとともに、水産業の振興に資することを目的として実施する八戸市水産物ブランド認証（Hachinohe City Marine Products Brand Certification）制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認証を行う加工品)

第2 認証を行う加工品は、次に掲げる全ての要件を満たす加工品に対し認証を行うものとする。

- (1) 八戸市で水揚げされた水産物を主原料としていること。
- (2) 既存商品ではないこと。

(申請資格)

第3 認証の申請を行うことができる者は、原則として市内で水産物の生産若しくは加工品の製造又は販売をしている個人、企業、団体等で次に掲げる基準に適合する者とする。

- (1) 商品の製造及び販売において法令を遵守して行っている者
- (2) 認証の対象となる商品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていると認められる者

(認証申請)

第4 八戸市水産物ブランドの認証を受けようとする者は、八戸市水産物ブランド認証申請書（別記第1号様式）、八戸市水産物ブランド調査票（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(認証の決定)

第5 市長は、八戸市水産物ブランド調査票（別記第2号様式）を八戸市水産物ブランド戦略会議（Hachinohe City Marine Products Brand Strategy Conference。以下「戦略会議」という。）に提出し、八戸市水産物ブランドとしての認証の可否について戦略会議の審査に付するものとする。

- 2 戦略会議は、前項に係る商品について、八戸市水産物ブランドとしての認証の可否についての審査を行うものとする。
- 3 戦略会議は、必要と認めるときは、認証の対象となる商品の見本の提供を求めることができるものとする。この場合において、当該見本の提供に係る経費は申請者の負担とし、提供された見本は返却しないものとする。
- 4 戦略会議は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

5 戦略会議は、認証又は不認証の結果を市長に報告しなければならない。

(認証の決定)

第6 市長は、前条の規定により、適合すると認める商品について、八戸市水産物ブランドとして認証するものとする。この場合において、市長は、申請者に対して八戸市水産物ブランド認定証（別記第3号様式）を交付し、併せて認証を受けたもの及び認証品について情報を公開するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査により、認証基準に適合しないと認める商品については、理由を付して、認証しない旨を八戸市水産物ブランド不認証通知（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(認証の有効期限)

第7 認証の有効期間は、第6条1項に規定による決定の日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認証の更新)

第8 認証者は、認証期間の更新を行う場合には、認証期間が終了する3箇月前までに、八戸市水産物ブランド更新申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により更新した認証の有効期間は、認証の満了する日の翌日から起算して3年間とする。

(認証の取消)

第9 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消すものとし、認証者にその旨を通知する。

(1) 認証品が認証基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。

(3) その他、法律的倫理的問題が発生し、市長が特に認証を取り消すことが必要と認めるとき。

2 前項の規定により認証を取り消した場合は、速やかにその旨を八戸市水産物ブランド認定取消通知（別記第6号様式）により当該受証者に通知するものとする。この場合において、原則として、取消しの日属する年の翌年から起算して2年は、当該受証者からの認定の申請を受け付けないものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、認証に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から実施する。

八戸市水産物ブランド調査票（案）

商品名	
表示・原材料名 ※食品衛生法に基づき記載	<原材料名>
使用している八戸産1次産品について	<漁船> EU登録船 ・ 一般
	<水揚場所> 荷さばき所A棟 ・ 一般
	<加工場> 対EU-HACCP対応 ・ 対米-HACCP対応 ・ HACCP対応 ・ 一般
主な原料とその生産地	
内容量	
賞味期限等	消費期限・消費期限（いずれかに○） 製造日より（ 日 ・ ケ月 ・ 年）
保存方法	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍 <input type="checkbox"/> その他（ ）
製造者情報 （住所、事業所名）	〒
希望小売価格	税抜 円 / 税込 円
取扱期間	<input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> 期間限定（ 月から 月）
年間販売量	・ 目標数量
商品の特徴 （提供方法、PRポイントなど）	

(案)

「八戸市水産物ブランド」認証
(Hachinohe City Marine Products Brand Certification) 審査要領

(趣 旨)

第1 この要領は、「八戸市水産物ブランド認証」における申請加工品（以下「加工品」という。）の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査項目)

第2 審査項目は以下のとおりとする。

- (1) 味 味に優れた加工品であるか
- (2) 斬新性 独自性をもって新しい加工品であるか
- (3) 見た目 パッケージ、ネーミングなどに優れた加工品であるか
- (4) 簡便性 普及が期待できる加工品であるか
- (5) 素材 素材が十分に活用されている加工品であるか
- (6) 漁船
- (7) 水揚場所
- (8) 加工場の衛生レベル

(審査方法)

第3 事業の審査方法は以下のとおりとする。

- (1) 八戸市水産物ブランド戦略会議による審査とする。
- (2) 前条(1)の項目について20点満点の点数評価を行い、前条(2)(3)(4)及び(5)の各項目5点満点の点数評価を行う。また、前条(6)(7)の項目について3点満点の点数評価を行い、(8)の項目について4点満点の点数評価を行う。点数評価は別紙1の評価票を用いて行うものとする。
- (3) 前項により点数評価した加工品について25点以上の加工品を「八戸市水産物ブランド認証」として認定する。

附 則

この要領は、 年 月 日から実施する。

「八戸市水産物ブランド」認証 (Hachinohe City Marine Products Brand Certification) 評価票

評価者 _____

- 1 商品名
- 2 事業者名
- 3 評価項目

No.	評価の項目	配点	配点区分					評点
			不十分である	やや不十分である	普通	優れている	非常に優れている	
1	味 (味に優れた加工品であるか)	20	0~5	6~13	14	15~17	18~20	
2	斬新性 (独自性をもって新しい加工品であるか)	5	1	2	3	4	5	
3	見た目 (パッケージ、ネーミングなどに優れた加工品であるか)	5	1	2	3	4	5	
4	簡便性 (普及が期待できる加工品であるか)	5	1	2	3	4	5	
5	素材 (素材が十分に活用されている加工品であるか)	5	1	2	3	4	5	
6	漁船	3	EU登録船:3 一般:0					
7	水揚場所	3	荷さばき所A棟:3 一般:0					
8	加工場の衛生管理レベル	4	対EU認定:4 対米認定:3 HACCPに基づく:2 一般(HACCPに沿った):1					
合計		50						

- 4 委員による評価、指導、助言など

- 5 評価を行った日 令和 年 月 日